商標法の基本的な考え方

登録主義、審査主義、先願主義

- 登録主義 （⇔ 使用主義）
  法定の登録要件を満たしている限り
  商標の現実的使用の事実を要求しない
  商標の独占的権利
  設定登録（行政処分）により発生させる

商標法の基本的な考え方

登録主義、審査主義、先願主義

登録主義のメリット	登録主義のデメリット
他人の権利の存続確認容易（自己の権利取得が容易）	不使用商標に係る出願（防衛出願）登録（ストック商標の増加
他人の権利侵害に対する立証が容易	

登録主義のデメリットを是正するための規定

① 未使用周知商標の保護（4条1項10号）

② 先使用者の保護（32条）

③ 商標登録の不使用取消審判請求制度

（挙証責任の転換、請求人適格の緩和等）

（50条）

- 審査主義 （⇔ 無審査主義）

審査官が、出願された商標について、法定の要件を具備しているかどうかを審査した上で登録する

メリット	デメリット
取得した権利の安定化	権利取得迄の期間の長期化

デメリットを是正するための規定

① 商標権付与後の登録異議申し立て制度
（43条の２～43条の１４）

② 先願未登録商標に基づく拒絶理由通知
（15条の３）

- 先願主義 （⇔　先使用主義）

  同一又は類似の商標　　かつ

  同一又は類似の商品又は役務

  に使用する二以上の出願

  最先の出願人に登録を認める

メリット	デメリット
出願日を基準として先願と後願の関係についての認定が容易	―

1884年（明治17年）　商標条例

登録主義、審査主義、先願主義

商標の対象範囲

1．個性化された商品に関して使用

- 商品であること

- 個性化された商品であること

  商品一般ではない

- 商品に関して使用されるものであること

  商品自体、商品の包装など付して使用

  広告など商品を表彰し商品の同一性を表示するために使用されるあらゆる態様

商標の対象範囲

2. 商品の同一性を表示するために使用（自他商品識別目的）

- 以下のものと区別

  人的標識（人名、商号、雅号）

  営業標識（屋号、社標）

  出所標識（原産地表示その他）

  品質標識（検査標その他品質）

  標識として、個性化された一群の商品の同一性を表示するために使用されているものであること⇔直接的に認められる

- 社会通念上の商標

  商標を使用する者が、特定の個性化された商品を他の商品と識別するために使用しているものであるという意思

  ⇔　標識自体or使用の態様から客観的に認められる

商標の対象範囲

３．構成要素

文字・図形・記号など感覚的に把握し得る手段

商標の登録要件

- 登録主義：商標権は登録により発生

①人的要件

②構成要件

商標法による商標の定義

「商標」とは、

「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩の結合（以下、「標章」という。）であって、次に掲げるものをいう。」（2条）

③一般的登録要件

④具体的登録要件

⑤手続要件

商標法で定める手続に従って出願手続がされること

①人的要件

（1）自己の業務に係る商品または役務について、商標を使用するもの（3条１項柱書）

（2）業務に係る商品又は役務について商標を使用するものでなければならない

業務：2条「業として」

反復・継続的な行為

（3）商品又は役務について使用するものでなければならない

①人的要件

（4）「使用する」

商標を現実に使用しているか、あるいは将来使用する意思がなければならない

使用の意思

出願時になくても査定時にあれば可

現実に使用していることを必要としていない

⇒　貯蔵商標の目的、防護商標としてはじめから使用する意思のないものも登録を受けることができる

登録時において使用の事実や使用の意思を問題にする実益は乏しい　⇔　登録主義

①人的要件

（5）商標権者などの商標の正当使用義務違反に対する制裁

51条2項、53条2項

商標権者

専用使用権者

通常使用権者

登録商標又はこれに類似する商標

指定商品若しくは指定役務又はこれに類似する商品若しくは役務に

使用

商品の品質若しくは役務の質の誤認　又は

他人の業務に係る商品若しくは役務と混同

商標取消

同一又は類似の商標の登録を受けることができるのは

取消審決確定日から5年を経過した後

①人的要件

（6）出願人が権利能力を有すること

自然人又は法人

法人でない社団又は財団

商標登録出願、商標登録　×

未成年者・成年被後見人

法定代理人によらなければ手続不可

（77条2項、特許法7条）

③一般的登録要件

（1）出所表示機能を有する商標であること（3条1項各号）

- 商品又は役務の普通名称でないこと（1号）
- 商品又は役務の慣用商標ないこと（2号）
- 商品又は役務の産地、販売地など記述的商標でないこと（3号）
- ありふれた氏又は名称からなる商標でないこと（4号）
- 極めて簡単かつありふれた標章からなる商標でないこと（5号）
- その他、出所表示機能を有しない商標でないこと（6号）

③一般的登録要件

(2)使用による出所表示機能の取得(3条2項)

第3～5号に該当するような商標

ありふれた氏・名称、極めて簡単かつありふれた、その他出所表示機能を有しない

永年の間使用

需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができる

使用した商標・商品又は役務　商標登録可

④　具体的登録要件（登録阻却要件）不登録事由に該当しないこと

- 公益的不登録事由

（4条1項1～7号、9号、16号、18号、19号）

国旗と同一又は類似の商標（1号）、国際連合などの国際機関を表示する標章（3号）、公序良俗違反（卑猥、差別的、他人に不快な印象を与える文字や図形、特定の国やその国民を侮辱するような商標）（7号）

④具体的登録要件（登録阻却要件）
不登録事由に該当しないこと

- 私益的不登録事由
  （4条1項8号、10～15号、17号）

  他人の肖像、他人の氏名、著名な芸名などを含む商標（8号）

  商標権が消滅した日から1年を経過していない他人の商標（消滅した日前1年以上使用しなかったものを除く）又はこれに類似する商標で、その指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用するもの（13号）

④　具体的登録要件（登録阻却要件）不登録事由に該当しないこと

- 私益的不登録事由

４条　（商標登録を受けることができない商標）

　八　他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。）

３　第１項第８号・・・・・に該当する商標であっても、商標登録出願の時に当該各号に該当しないものについては、これらの規定は、適用しない。

商標の類否

- 呼称、外観、観念

最先の出願（8条）

- 同日　くじ引き

商標権

- 指定商品又は指定役務についての登録商標の使用を独占
- 他人によるその類似範囲の使用を排除
- 設定登録の日から10年をもって存続期間終了
- 商標権者の更新登録の申請により更新できる

団体商標

- 事業者を構成員とする団体がその構成員に使用をさせる商標（団体としては最初から使用する予定無し）
- 団体の構成員に係る商品又は役務としての共通的性質を表示するもの

（商品又は役務の個別の出所を明らかにするものではない）

団体商標

商標の登録を受けるための要件　＋

団体商標特有の要件

①商標登録を受けることができる者

「民法第34条の規定により設立された社団法人その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く）若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人」（7条1項）

民法第34条（公益法人の設立）

「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であって、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。」

団体商標

- 団体構成員の権利 → 移転不可

  個別の通常使用権の許諾によらず、
  その指定商品または指定役務について
  使用する権利を有する（31条の2）

商品・役務

団体内のルールに合致しているもののみ

地域団体商標（平成17年改正法）

客体

商　標

地域の名称

＋

商品又は

役務の名称

例

複数都道府県に及ぶ
ほどの周知性

使用による一定
程度の周知性
の獲得

主体

事業協同組合、
農業協同組合
等

地域団体商標の登録
（7条の2）

従来制度の問題点との比較
（地域ブランド保護の観点）

従来制度での地域名と商品名からなる商標の登録	従来制度の問題点	地域団体商標
図形等を組み合わせた場合 例：小田原かまぼこ、関アジ	図形と一体でないと使用できない 図形が異なる場合、同一文字使用排除不可	地域の名称 ＋ 商品又は役務の名称 一定の範囲での周知 事業協同組合等
全国的な知名度を獲得したことにより、特定の事業者の商品であることを識別できる　例：夕張メロン	全国的な知名度の獲得が必要 それまでの間の他者の便乗排除不可	

地域団体商標の登録要件

- 出願人が主体要件を満たしている
- 構成員に使用をさせる商標である
- 商標が使用をされた結果、周知となっている
- 商標が地域の名称及び商品又は役務の名称等からなる
- 商標中の地域が商品（役務）と密接な関連性を有している
- 普通名称化していないこと、他に周知となっている同一・類似商標がない、商品（役務）の品質の誤認を生じるおそれがない

地域団体商標の登録要件

- 出願人が主体要件を満たしている

法人格 ＋ 事業協同組合等の特別の法律により設立された組合 ＋ 設立根拠法において構成員資格者の加入の自由が保証

地域団体商標の登録要件

- 商標中の地域が商品（役務）と密接な関連性を有している

密接な関連性

・商品の産地である

・役務の提供の場所である

・製法が地域に由来している

・主要な原材料が地域において生産されている

など

防護標章登録制度
目的

- 商標権者の業務上の信用を保護を図る

登録商標：需要者の間に広く認識されている

商標＊指定商品・指定役務

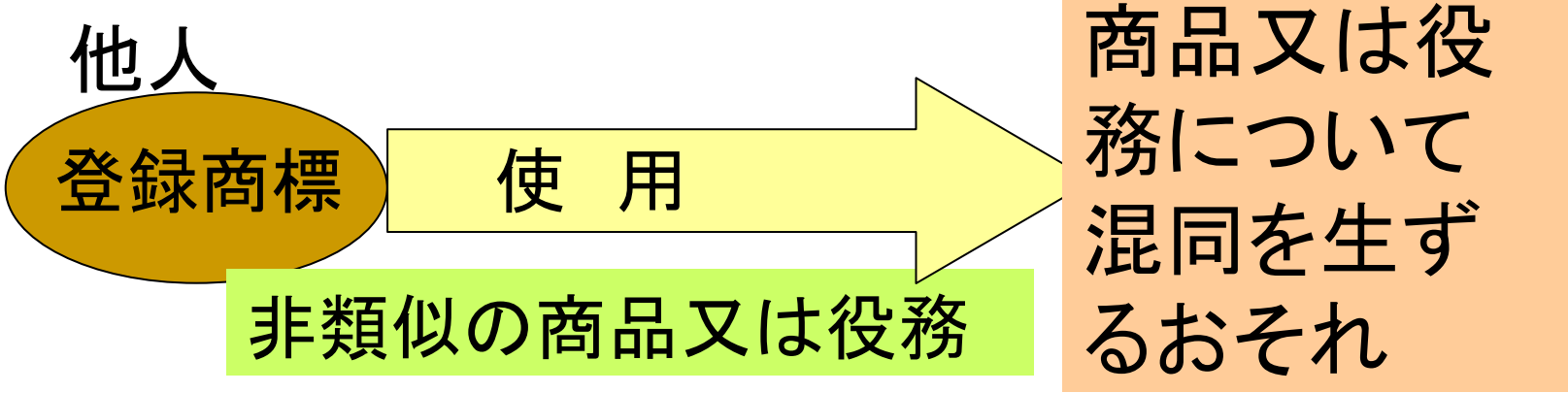

商標権者に、登録商標と同一の標章を受けることを、混同を生ずるおそれがある商品又は役務について認める（64条）

防護標章登録制度

- 商標権の効力：同一又は類似の商品又は役務の範囲内に限定される
- 他人が同一の商標を非類似の商品又は役務について使用しても商標権の侵害にはならない
- 現実には、

登録商標が著名　⇒　商品又は役務の出所について混同を生ずるおそれがある

商標権の侵害にはならないが、商標権者の多大な努力により蓄積した業務上の信用が害される

防護標章登録制度

①（商標登録を受けることができない商標）

第4条

次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

十二　他人の登録防護標章（防護標章登録を受けている標章をいう。）と同一の商標であって、その防護標章登録に係る指定商品又は指定役務について使用をするもの

②（侵害とみなす行為）

第67条　次に掲げる行為は、当該商標権又は専用使用権を侵害するものとみなす。

一　指定商品又は指定役務についての登録防護標章の使用

二～七

防護標章登録に基づく権利は、その商標権に付随

商標権の移転にしたがって移転

商標権が消滅したり、商標権を分割したときは、消滅（66条）

不使用取消審判（50条）

- 商標上の保護は、商標の使用によって蓄積された信用に与えられるのが本来的な姿
- 一定期間登録商標の使用をしない場合には保護すべき信用が発生しないか
- あるいは発生した信用も消滅してその保護の対象がなくなる。
- 他方、不使用の登録商標に対して排他的独占的な権利を与えておくのは国民一般の利益を不当に侵害する。かつ、その存在により権利者以外の商標使用希望者の商標の選択の余地を狭める
- → 審判請求をする利益を有する者の請求により 取消す
- 継続して3年以上日本国内において使用していないとき

50条　不使用取消審判の制度の趣旨

商標法上の保護

商標の使用によって蓄積された信用

一定期間登録商標の使用をしない場合

保護すべき信用が発生しない

又は

発生した信用も消滅してその保護の対象がなくなる

審判請求により
商標登録を取り消させる

不使用の登録商標に排他的独占的権利の付与

国民一般の利益を不当に侵害

商標使用希望者の商標選択の余地を狭める

2条3項3号　商標を広告に用いる場合にも商標の使用とみるべき

- 商標の広告的な使い方にも信用の蓄積作用があることに基づく

単に不使用取消の審判を免れる目的で名目的に商標を使用するかのような外観を呈する行為だけ

↓

商品に関する広告に標章を付して展示又は頒布する行為には該当しない

他人の特許権・実用新案権・意匠権又は著作権による制限

- 商標権者、専用使用権者又は通常使用権者は、指定商品又は指定役務についての登録商標の使用がその使用の態様によりその商標登録出願の日前の出願に係る他人の特許権、実用新案権、若しくは意匠権又はその商標登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、指定商品又は指定役務のうち抵触する部分についてその態様により登録商標の使用をすることができない。（29条）

並行輸入

- PARKAR事件

  　並行輸入品について商標権侵害を否定した画期的判決

  　「真正商品の並行輸入」:商標権の出所識別機能を害さない

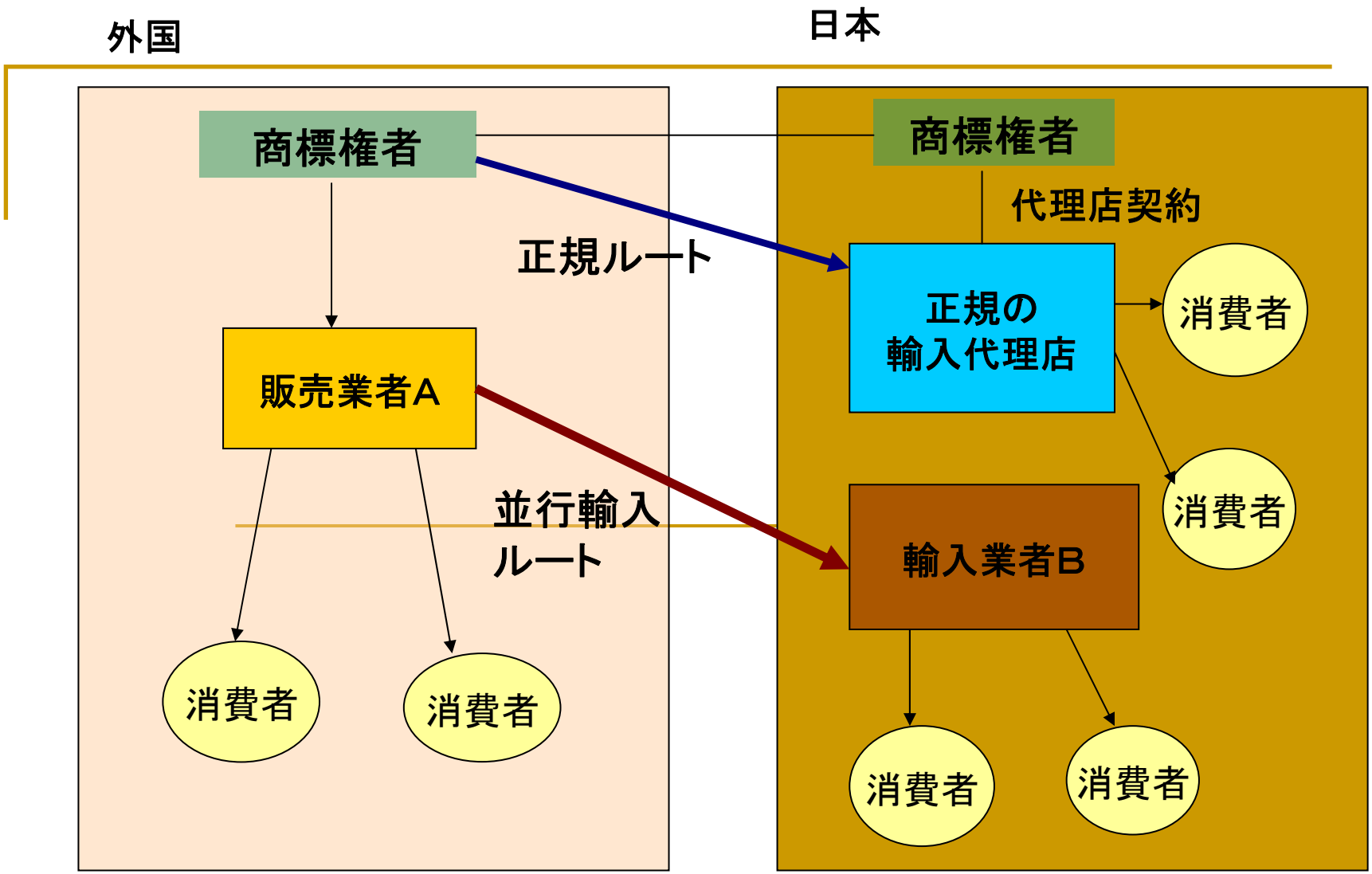
外国
日本
商標権者
商標権者
代理店契約
正規ルート
正規の
輸入代理店
消費者
販売業者A
消費者
並行輸入
ルート
輸入業者B
消費者
消費者
消費者
消費者

関税局

- 商標権の侵害品は輸入禁制品
- 判決後、通達

外国拡布者と

内国の登録商標権者が、

「同一人又は

同一人と同視されるような特殊な関係がある場合」
においては、

拡布された物品は「真正商品」として商標権侵害をしないものとして並行輸入を認めるという扱いをなすこととした